

様式1

裏面

課税状況・課税額に関する申告						
市町村住民税控除の有無に関する申告	市町村住民税の住宅借入金等特別税額控除の有無について、次のとおり申告します。					
	<input type="checkbox"/> 受けている。		<input type="checkbox"/> 受けていない。			
市町村住民税控除の有無に関する申告	寄付金税額控除の有無について、次のとおり申告します。					
	<input type="checkbox"/> 受けている。		<input type="checkbox"/> 受けていない。			
※ 控除を受けている場合は、「市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し等、控除額の確認ができる書類を提出してください。						
寡婦（夫）控除等のみなし適用に関する申告	寡婦（夫）控除等のみなし適用を受けるため、子どもの補聴器購入費等助成金（購入・修理）を受ける年の前年（助成金の交付申請月が1月～6月の場合は前々年）の12月31日現在及び申請日現在において、以下のいずれかに該当していることを書類を添えて申告します（該当する番号を「○」で囲んでください。）。					
	1	婚姻によらないで母となり、現在婚姻をしていない者のうち、扶養親族又は生計を一にする子を有する者				
	2	1に該当し、扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下である者				
	3	婚姻によらないで父となり、現在婚姻をしていない者のうち、生計を一にする子があり、合計所得金額が500万円以下である者				
	※ 上記の「婚姻をしていない者」の「婚姻」には、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。					
	※ 上記の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限ります。					
【添付書類】 寡婦（夫）控除等のみなし適用の対象となる者の戸籍全部事項証明書（このほか必要に応じて課税証明書等の書類を求め場合があります。）						
16歳～18歳の控除対象扶養親族に関する申告	表面の所得区分が一定所得以上の世帯は、原則助成金支給の対象外となりますが、最多収入の方の親族の扶養状況によっては支給を受けられる場合があります。子どもの補聴器購入費等助成金（購入・修理）を受ける年の前年（助成金の交付申請月が1～6月の場合は前々年）の12月31日時点の年齢が16歳～18歳で、税法上扶養されている親族を以下に記入してください。					
		氏名	対象者との続柄	生年月日	別居の場合“○”	住所（別居の場合）
	1					
	2					
	3					
	4					